

## 「県内企業採用力・定着力向上支援業務委託」企画提案仕様書

### 1 委託業務名

県内企業採用力・定着力向上支援業務委託

### 2 履行期限

令和6年3月29日（金）（業務実績報告の提出までを含む。）

### 3 委託業務の目的

県内企業の採用担当者等を対象に、会社説明・面接、人材育成のノウハウを習得するためのセミナーを開催し、企業の採用力や定着力を向上させることで、人材の確保・定着及び早期離職防止を図る。

### 4 委託業務内容

オンラインセミナーの企画と運営、参加者の募集、アンケート実施、業務実績報告等

※ セミナーの実施内容の詳細は、提案内容に基づき、県と受託者が協議し決定する。

#### (1) 実施場所

受講者が各自の機器を用いて受講可能なオンライン空間（Zoom、Teams等）

#### (2) 実施日

令和6年2月までにテーマ別に4回開催する。ただし、実施日はいずれも平日とし、詳細な日時については受託後、県と協議すること。

#### (3) 対象者

県内企業の採用（総務・人事労務）担当者等

#### (4) セミナー

セミナーの内容は、下表例を参考に、上記対象者が採用力・定着力の向上へ向けて具体的にイメージできるようなセミナー内容を検討すること。ただし、提案する4つのテーマの中には、「企業の魅力発信」及び「人材育成」に関する講義をそれぞれ1つ以上含めること。

#### 〔 講座テーマ例 〕

企業の魅力発信 （必須テーマ）	・ 自社の魅力の整理・棚卸、効果的な発信をするための考え方 ・ 求職者の心を動かす情報発信のポイント ・ ウェブサイトリニューアル、SNSの活用 など
人材育成 （必須テーマ）	・ 入社後のフォローアップ、育成 ・ 若手人材と接する際の考え方 ・ OJT、マネジメント など
その他	・ 採用後のミスマッチ防止 ・ エンゲージメントの向上 ・ 職場内コミュニケーションの活性化 ・ 若年層（Z世代）の価値観・行動特性 など

#### (5) 形式

- ・ 講演形式：1講座あたりの3時間程度（質疑応答，休憩含む）とし，内訳は講師による講義形式を2時間程度，参加者同士でのオンライン上のグループワークを1時間程度とすること。
- ・ 講座数：テーマ別に4講座
- ・ 定員：1講座30人程度（セミナーの内容により設定可）

#### (6) 提案事項

##### ① セミナーテーマ

募集要項に記載している募集の趣旨に沿ったテーマを提案すること。  
詳細は4（4）のとおり。

##### ② オンラインセミナー

- ・ 受講者が各自の機器（パソコン，スマートフォン，タブレット端末等）を用いて受講できるオンラインセミナーの実施方法を提案すること。
- ・ テーマに精通した適切な講師，実施予定時期を合わせて提案すること。
- ・ 対象者の受講しやすさや集中力が続くような受講時間及び内容とすること。
- ・ 質疑応答については，形式（映像，音声，コメント機能（チャット）等）は問わないが，受講者がどのような形で質問を行うことができるか示すこと。

##### ③ 事前及び事後アンケート

- ・ 受講申込時にセミナーで解決したい課題やセミナーを通じて得たいもの等に関するアンケートを実施し，グループワークの運営やグループ分けの参考にすること。
- ・ 受講直後及び終了後1か月を目安に受講者に対して，満足度や改善点，受講後の行動変容等（セミナーの内容を踏まえ具体的に取り組んでいる等）についてのアンケートを実施し集計すること。
- ・ 上記を踏まえ，よりセミナーの効果を高めることができるような事前アンケート及び的確な効果測定を行うための事後アンケートの内容を提案すること。最終的な内容については受託後，県と協議し決定すること。

#### (7) 広報

- ・ 広報の方法として，チラシの作成・配布や県ホームページ上での案内，県の関連機関等での周知以外に，独自の周知・受講者募集の方法について，広く受講者を募集・確保するため有効と思われる手段や媒体の具体的提案をすること。
- ・ 最終的には受託後，県と協議し共同で広報を行うこと。

#### (8) 受講申込の受付及び参加者名簿の作成

- ・ 受講申込の受付を行うこと。
- ・ 一定期間経過後にアンケート調査を実施するため，受講申込の際に，受講希望者から了承を得て氏名，年齢，住所，メールアドレス等の個人情報を収集すること。
- ・ 受講者名簿を作成し，その電子データを県に提出すること。

#### (9) 運営

- ・ 必要なスタッフを適切に配置し，受講者の受講料は無料とすること。

## 5 委託上の留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできません。

### (2) 財産取得の制限

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められません。  
受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとします。

### (3) 成果品の帰属

本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできません。

## 6 その他

(1) 業務の進捗状況を適宜県に報告し、県と調整を図ること。

(2) 4の内容以外に、受講後のアフターフォローの方法等について、予算額の範囲内で事業目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加提案すること。

(3) 委託期間終了日までに、事業報告書を提出すること。